

資料7-2

エコツーリズム推進会議について

- ・「エコツーリズム推進会議」開催要領 1
- ・エコツーリズム推進方策の検討スケジュール（案） 4
- ・エコツーリズム推進会議が目指す基本目標等
(推進会議第1回幹事会資料抜粋) 5

「エコツーリズム推進会議」開催要領

環境省

1 趣旨

エコツーリズムについては、環境保全、観光、地域振興のそれぞれの推進を両立する観光・旅行形態としてその理念がわが国に紹介され、すでに10年以上が経過したところである。この間、沖縄、屋久島、小笠原等においてエコツーリズムの振興のための先進的な取り組みがなされているが、なお全国的にひろく普及・定着するには至っていない。

このため、エコツーリズムの普及・定着を目指した推進方策について検討し、具体的に推進方策を展開していくことを目的として、「エコツーリズム推進会議」（以下、「推進会議」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 今後のエコツーリズムの推進方策について
- (2) その他

3 議長及び構成委員

推進会議の議長は、環境大臣とし、その他の委員は、別紙1に掲げる者をもって構成する。

4 運営

- (1) 推進会議は公開とする。
- (2) 会議の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公開する。
- (3) 会議の議事概要については、委員の了解を得た上で、ホームページ等により公開する。

5 幹事会

- (1) 推進会議の検討事項について専門的に検討し、具体案を提示する会議としてエコツーリズム推進会議幹事会を開催する。
- (2) 幹事会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。
- (3) 幹事会に座長を置き、推進会議の議長の指名によりこれを定める。
- (4) 上記「4 運営」の規定は幹事会に準用する。